

# 公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく 個別整備計画

— 次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぐために —



## なぜ個別整備計画が必要なの？

- 区は、高度成長期の人口の急激な増加等に伴い、多くの公共施設を整備してきました。
- 平成 25 年 4 月現在、490 施設、延床面積 85.1 万㎡の公共施設を保有しています。
- 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少が続き、税収増を望むことができない中で、将来にわたり現在と同規模・同数の施設を維持し続けるのは困難です。

高度成長期の人口の急激な増加等に伴い  
整備してきた公共施設

少子高齢化に伴う生産年齢人口  
(支え手)の減少

そこで、

中長期的な将来を見据えた持続可能な施設整備の基本方針として

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」を策定（H25 年 5 月）

### 3つの基本方針

施設総量(総延床面積)  
の抑制

計画的な管理・保全に  
よる耐用年数の延伸

区有財産の有効活用

公共施設  
マネジメントメニュー

改築等の優先順位  
と基準の設定

将来を見据えた  
機能転換や統合

改築・改修等経費  
の縮減・平準化

廃止施設等の  
有効活用

量から質への転換

マスタープランでは、“現状施設数と規模を維持した場合”、どれくらいの経費を必要とする

のかシミュレーションした将来ライフサイクルコスト予測結果から、**改築・改修・機能転換・再編・縮小・廃止**などを行い、**区民のニーズや経済状況を踏まえて適切な施設整備に取り組むことで、約2割程度の経費を削減する必要がある**としています。

マスタープラン  
を受けて、

今後、マスタープランの基本方針に基づいた整備を進めていくため、公共施設の耐用年数が 60~80 年にも及ぶことを勘案し、**長期的な視点**に立った具体的な整備計画である

## 『個別整備計画』

を定める必要があります。

※公共施設の老朽化と更新経費の増大は、板橋区に限らず全国的な問題となっており、総務省からも全国の自治体に対し、公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がなされています。



# 現状を維持することはできないの？

マスタープランにおいて、“現状の施設数と規模を維持した場合”、どれくらいの経費を必要とするのかシミュレーションした将来ライフサイクルコスト予測をもとに、区が行った平成27年度から47年度までの財源の試算結果では

## 公共施設等整備基金

- 平成32年度にマイナスへ
- 平成47年度時点で109億円不足

## 義務教育施設整備基金

- 平成43年度にマイナスへ
- 平成47年度時点で44億円不足

不  
基  
金  
の  
足  
り

- 基金不足解消には、平成27年度から一年度あたり約7億円強の基金積増しが必要
- 労務単価や建築資材の上昇等により経費がさらに増大
- 起債による公債費の増大は財政の硬直化を招く

よって、

財源の試算結果からも

- 現保有施設をすべて改築・改修することは財政的に困難
- 既存施設を上手に長く使いつつ、施設総量を抑制することが必要



# 個別整備計画の目的・期間は？

目的

人口動態や区の財政状況に見合った施設総量への抑制によって

- 適切な維持管理による安心・安全な施設づくりを実現

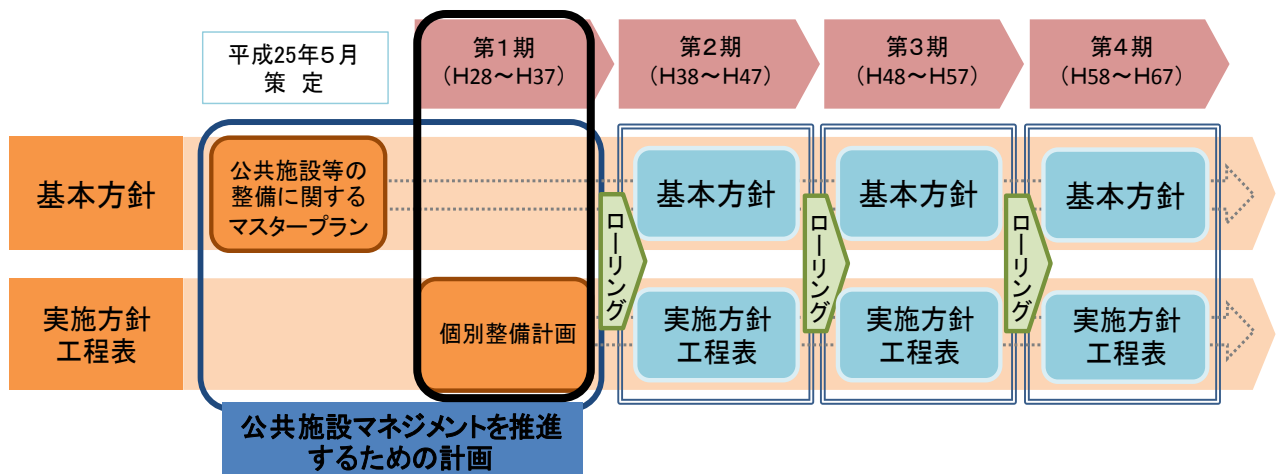
施設の機能転換や複合化によって

- 時代の要請に対応した魅力ある公共施設へ再構築



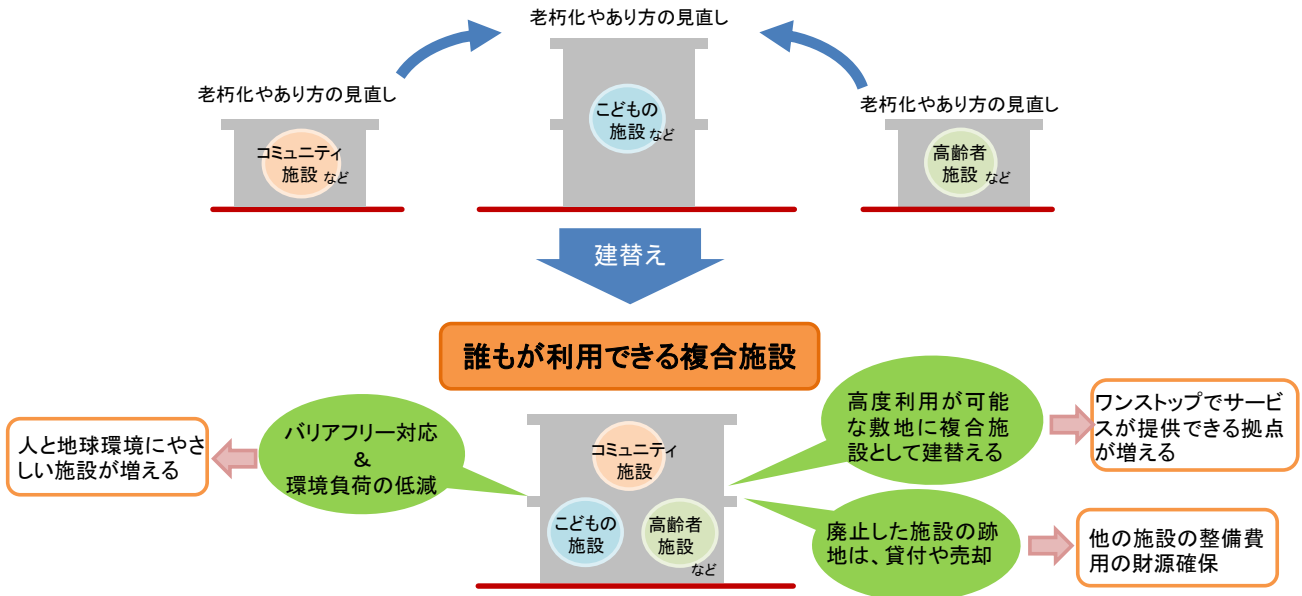
持続可能な区政の実現と継続的な行政サービスの提供を図る

期間





# 区がめざす公共施設って？



## 複合化のメリット

- 施設総量を抑制し、財政負担(区民の税負担)軽減
- 多機能化によるサービス向上
- 多様な世代の人々が集まり、交流が生まれることでコミュニティが活性化される

## 建替え時の施設の充実

- ユニバーサルデザインで誰もが使いやすい施設に
- 太陽光パネルなど環境負荷の低減に対応
- 将来的なニーズの変化に対応するフレキシブルな構造

## 集約複合化・多機能化のモデルケース

### 【多世代交流型】

(18 地域センター管内単位で検討)

集会所などの単独整備や、児童館やいこいの家などのサービスの利用対象者別の整備により、これまで多様な交流が芽生えにくかった施設を集約複合化し、多機能化するケース

≪多機能化の例≫

- 集会機能(集会所など)
- 高齢者支援機能(いこいの家など)
- 在宅子育て支援機能(児童館、保育園など)
- 教育機能(学校など)
- 運動・スポーツ機能(体育館など)

### 【総合行政サービス型】

(5 地域単位で検討)

公共施設の総量を抑制しつつも、様々な行政サービスを一か所で提供できる環境を地域に整備することによって、利便性の向上を図るケース

≪多機能化の例≫

- 区民事務所
- 保健所
- 地域センター
- 総合相談機能
- 図書館
- 集会機能(集会所など)
- 在宅子育て支援機能(児童館、保育園など)
- 高齢者支援機能(いこいの家など)

### 【施策間相乗効果型】

(全区単位で検討)

施策目的・対象者が類似する公共施設を集約複合化することによって、施策間の相乗効果を期待できるケース

≪多機能化の例≫

- 社会教育・生涯学習(社会教育会館など)
- ボランティアセンター
- 図書館
- 公文書館
- 集会機能(集会所など)

個別整備計画では、“区内全域に配置され数の多い施設”や“人口構成の変動により見直しが必要な施設”として集会所等施設(区民集会所・地域集会所)、高齢者集会施設(いこいの家・ふれあい館)、児童福祉施設(児童館・保育園・学童クラブ)、学校関連施設(小学校・中学校)の4つの施設種別ごとに分科会形式の検討作業部会を設置。施設の現状の課題から検討をはじめ、施設種別の今後の方向性や適正規模・適正配置の進め方などの検討を行いました。



# 集会所はどうなる？

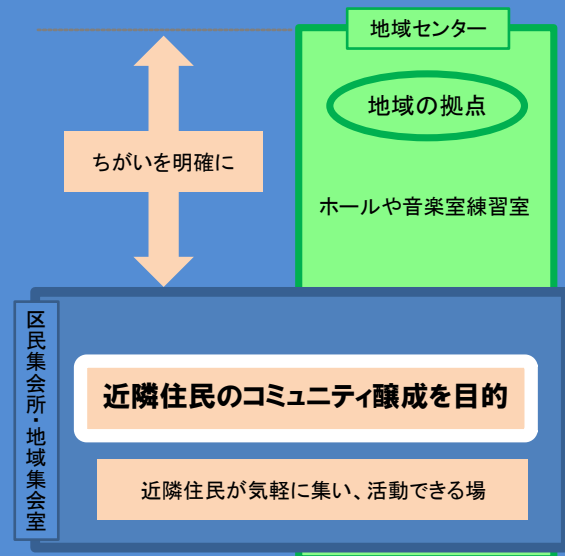
集会所等検討作業部会では、区民集会所 71 か所、地域集会所 2 か所を対象として検討を進めてきました。

区民集会所は、概ね半径 500m に 1 か所を設置基準としてきました。この設置基準どおりに設置した場合、計算上 41 か所設置すれば区内をカバーでき、現在は超過配置されている状態となっています。

また、39 施設が築 30 年以上経過（平成 27.4 時点）しており、このままでは施設更新時における多大な経費がかかることから、今回公共施設の見直しに際し、集会所等の適正規模・適正配置を検討した結果

## 今後の方向性

- 地域センターとの違いを明確にし、**近隣住民が気軽に集い、活動できる場を提供することによって近隣住民のコミュニティ醸成を目的とする施設へ**
- 将来的には、自治力の向上等に資する**活用**をめざし、地域住民による組織に施設の管理運営を委ねる等の方向性を検討



## 配置に関して

【具体的な配置目標】区民集会所等 **73 か所 ⇒ 52 か所**へ

概ね半径 500m に 1 か所設置することを基本としつつ、利用状況、個々の施設の課題、地形や道路による地域分断等を考慮して、以下の方針に基づき適正配置を図る。

### <適正規模・適正配置の実現に向けた方針>

- **公園内の法令不適合施設**は集約等を検討
- **老朽化により改築・改修を必要とする施設**は集約等を検討
- **適正規模の基準（1室 60㎡～180㎡）に満たない狭隘な施設**は集約等を検討
- **民間施設を有料で借り上げている施設**は、配置が過剰となる場合に集約等を検討
- **利用率が低い施設**は集約等の検討対象とするが、配置バランス等の要素も考慮
- 集会所を**他の行政需要の高い公共施設へ転用**することを検討。一方、適正配置基準を満たしていない地域については、**施設の機能転換**や**改築に併せた複合化**、**民間スペースの活用**などを検討。
- **集会機能を持つ周辺の公共施設等の代替利用**により、利用者へのサービス低下を出来る限り抑えるよう配慮
- **都営住宅に併設されている集会所**は、都から使用許可されているため今後も活用



# いこいの家・ふれあい館はどうなる？

高齢者集会施設検討作業部会では、いこいの家 14 か所、ふれあい館 5 か所を対象として検討を進めてきました。

## 《いこいの家の課題》

- ・ 利用者が減少し、利用人数当りの経費が大きい
- ・ 施設・設備の老朽化により今後の経費が増大するため、入浴事業の見直しが必要
- ・ 介護保険法改正による地域支援事業充実を目指した高齢者のための拠点整備が必要

## 《ふれあい館の課題》

- ・ 指定管理業務の向上や受益者負担の原則に基づく利用者負担の導入が必要

上記の課題の解消と適正規模・適正配置を検討した結果

今後の方向性

《いこいの家》 【具体的な配置目標】 14 か所 ⇒ 13 か所へ

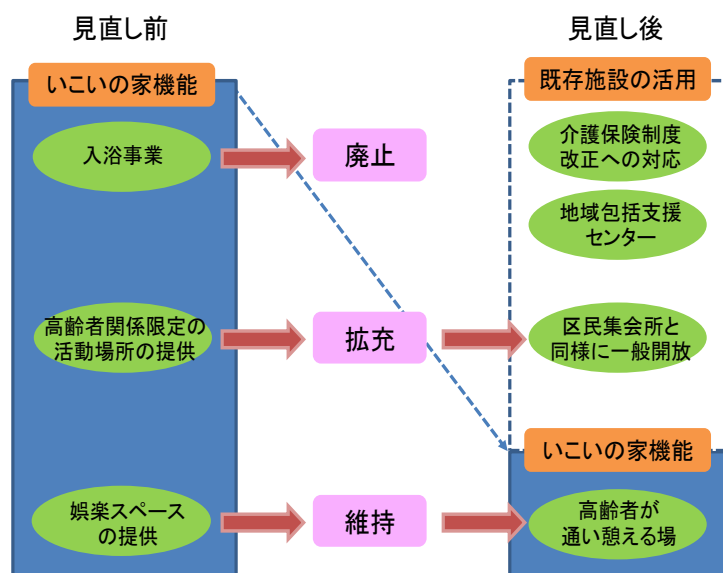
- 平成 28 年度から施設を広く区民に開放し、区民集会所と同様の機能を追加
- 高齢者が通い憩える場を確保しつつ規模縮小
- 地域で気軽に通い憩える場として 18 地区へ配置することを基本とし、類似機能を有するふれあい館が設置された 5 地区を除いた 13 地区に 1 か所ずつ配置
- 入浴事業は、平成 28 年度より日数を週 4 日から週 2 日に縮小、同年度末をもって廃止
- 見直しによる創出スペースは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの設置、区民集会所等として活用

今後の方向性

《ふれあい館》 【具体的な配置目標】 5 か所 ⇒ 5 か所へ

- 現状の機能を維持しつつ、平成 28 年度に入浴等一部のサービスに利用者負担を導入

## 【今後のいこいの家の方向性】







# 児童館・保育園・学童クラブはどうなる？

児童福祉施設検討作業部会では、児童館 38 か所、保育園 41 か所、学童クラブはあいキッズ移行後未利用となる 21 か所を対象として検討を進めてきました。

## 《児童館の課題》

- ・児童館が担ってきた小学生の放課後の安心・安全な居場所と遊び場としての役割が、あいキッズへ移行
- ・在宅子育て支援や「子ども・子育て支援新制度」に基づく地域子育て支援拠点事業に対応した施設整備の必要性

上記の課題の解消と適正規模・適正配置を検討した結果、

### 今後の方向性

《児童館》 【具体的な配置目標】 38か所 ⇒ 26か所へ

- 在宅子育て支援に軸足を移した「新たな児童館」へと転換
- 「子ども・子育て支援新制度」に沿った地域子育て支援拠点事業に対応した施設へ
- 従来の利用者である小学生の利用にも一定の対応を継続

## 《保育園の課題》

- ・待機児童数が解消できておらず、引き続き総合的な対策強化が必要

上記の課題の解消と適正規模・適正配置を検討した結果、

### 今後の方向性

《保育園》 【具体的な配置目標】 平成28年度民営化1園

- 民間活力の導入や待機児対策と併せた改築計画を推進
- 保育施設の水準向上を図るとともに、可能な限り建設コストを抑え、環境に配慮した施設整備、メンテナンスを考慮
- 園児の保護者との面談の場や、在宅子育てをしている方が、保育に関する相談のできる場を設けた施設整備

### 今後の方向性

《学童クラブ》

- 廃止後の空き施設は児童福祉施設としての活用を優先
- 児童福祉施設としての活用がない場合は、他用途への転用を視野に



## 小学校・中学校はどうか？

学校関連施設検討作業部会では、小学校 52 校、中学校 23 校を対象として検討を進めてきました。

今後の  
方向性

### 《小中学校》

- 教育環境の整備を施設の老朽化対策というハード面に限定せず、学校の適正な規模と配置の視点を取り入れて一体的に推進し、**充実した教育環境を整備していくために策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」を推進**していきます。

現在、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」第 1 期 A～C の検討学校グループの編成は以下のとおり

#### 【第 1 期における学校グループ検討】

(検討) 平成 26～27 年度 (設計) 平成 28～29 年度

(改築) 平成 30～31 年度

- Aグループ (向原中、上二中)  
通学区域検討校 (建設地検討時に選定)
- Bグループ (板十小)  
通学区域検討校 (弥生小、向原小、板六小、大谷口小)
- Cグループ (板九小、中根橋小、板一小)  
通学区域検討校 (建設地検討時に選定)



## これまでうかがった区民の声

### ●マスタープランに対するパブリックコメント (平成 25 年 7 月実施)

人口減少が見込まれることや財政状況を考慮すると施設の統廃合はやむを得ないと思う。子どもたちに負担を残さないよう、本当に必要な施設を残す計画であってほしい。

公共施設を廃止する方針が決定される際には、十分に住民への説明を行って理解を得るようにしてほしい。

### ●平成 25 年度板橋区区民意識意向調査 (平成 25 年 9～10 月実施)

問：公共施設の量の充足

「充足している」＋「まあまあ充足している」＝46.8%

「あまり充足していない」＋「充足していない」＝16.8%

問：公共施設の総量の抑制

「公共施設の役割や効果を評価し、ニーズや財政状況に見合った数まで減らすべき」＝50.7%

「今あるすべての公共施設は必要なものなので、現状維持を優先に考えて寿命を迎えたものはそのままの用途で建て替えるべき」＝23.8%

### ●個別整備計画 (素案) に対するパブリックコメント (平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月実施)

今後の区の健全な財政運営と適切な区民向け公共サービスの確保のために、この計画は大事なものと思う。計画の策定と実行にあたっては、周辺のまちづくりの課題に対応した、より暮らしやすい地域環境整備についても併せて検討してほしい。

限られた財源の中で、選ばれる板橋区という上位計画に合致するため、メリハリ (人口動態に応じた適切な施設整備) と柔軟性 (様々な用途に転換できる施設計画) を持って事業を推進してほしい。



## これまでの流れ

平成 26 年度	12月	素案の公表
		パブリックコメント募集（12月13日～1月21日）
		区民・関係団体等への説明（随時）
	1月	パブリックコメント募集終了（21日）
平成 27 年度	2月	庁内検討組織に学識経験者が参画し、最終案を検討
	5月	庁議（経営戦略会議）最終案決定
	6月	区議会へ報告（常任委員会）
		区民・関係団体等への説明（随時）
	7月	広報いたばし 7/11号掲載（計画の策定・区民説明会のお知らせ）
7月下旬～ 8月上旬	区民説明会（区内18箇所で開催）	



## お知らせ

### ●区民説明会の日程

と き		と ころ
7月21日（火）	午後3時から	桜川地域センター
22日（水）	午前10時から	清水地域センター
23日（木）	午後7時から	仲町地域センター
24日（金）	午後3時から	徳丸地域センター
25日（土）	午前10時から	常盤台地域センター
27日（月）	午後7時から	高島平区民館
28日（火）	午後7時から	志村コミュニティホール
29日（水）	午前10時から	富士見地域センター
30日（木）	午後3時から	蓮根地域センター
31日（金）	午前10時から	向原ホール
8月 3日（月）	午後3時から	仲宿地域センター
	午後7時から	成増社会教育会館
4日（火）	午前10時から	下赤塚地域センター
	午後7時から	中台地域センター
6日（木）	午前10時から	舟渡ホール
	午後7時から	熊野地域センター
7日（金）	午後3時から	前野ホール
8日（土）	午後3時から	板橋地域センター

### ●計画本編をごらんになれます

区ホームページ、区立各図書館、資産活用課（区役所南館4階22番窓口）、区政情報課（区役所南館1階7番窓口）でご覧になれます。

#### 【問合せ】

板橋区 政策経営部 資産活用課 施設整備活用係  
電話番号：03-3579-2244 FAX番号：03-3579-4161